

Title	農業労働に於ける協同組織：とくに「ゆひ」及び「むら仕事」について
Sub Title	
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.2 (1943. 2) ,p.107(31)- 132(56)
JaLC DOI	10.14991/001.19430201-0031
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19430201-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の訓に止まらずして日常生活の、街頭の訓となる。又、さうした事によつてのみ、聖戦完遂の目的に邁進する國民の總力の結集が出来るのは今更云ふまでもない。若人は身心共に既に用意してゐる。問題は之れを導くの方法にかゝると結論したい。

附記 本稿に指導者の時局知識の深化を取り上げたが此の意味に於いて直接學徒指導にあたる教職員が組織化されてもいゝのではないかと思ふ。過日する會合で此の點に言及された事があるので尙一層感を深くした。關係諸方面の考慮を乞ふ所以である。尙本稿に利用した材料について其の自由なる利用を許された中學當局に對して深甚の謝意を表明したい。

農業労働に於ける協同組織

——とくに「ゆひ」及び「むら仕事」について——

小池 基之

わが國の農業經營は家族労働に基礎を置いて、乃至はそれを中心として營まれてゐる。しかもそれは同時に、とくに麥刈田植期、中耕除草期、稻刈麥播期等の所謂農繁期に於いては、年雇を別としても、季節雇、日雇等の、何等かの形での雇傭労働を伴ひ、又はそれによつて補充されてゐることは既に周知のところである。血縁的な、又は地縁的なつながりに基く舊慣的な協同組織である「ゆひ」はその補充の一つの形態である。近時の農業労働力の不足は、家族労働力もさうであるが雇傭労働力の減少といふ面に主として見られる如くである。そしてそれは、一方に於いて、專業中堅農家層の堅實なる増大といふ傾向を示しつつも、同時に農業からの労働力の離脱といふ形での兼業農家の増加傾向と相俟つて、農業並びに農業經營に於ける労働力の不足と過剰同時存在といふ現象の一つのあらはれに外ならない。これ等の労働力不足に對しては、既に農業機械の導入、合理的農作業方法の研究等と共に、勤勞奉仕、農業勞力移動班の結成、共同作業の促進等によつてその補給調整對策が講ぜられてゐるが、それは、農業機械の導入を暫く別とすれば、否、ある場合には農業機械の導入自體も常に何等かの協同組織を通じて行はれる。しかも農業労働の協同組織自體は、そのもつ成立地盤の種々なる性格からして、その生産性も亦それに對應した

種々なる内容をもつものとなつてくるのである。こゝでは差當つて、このやうな觀點から農業労働に於ける舊慣的協同組織の歴史的な性格について若干の考察を試みようとするものである。

一般に考へられてゐるやうに「ゆひ」は同一量の労働の單なる交換の形式を云ふものではないやうに思はれる。早川孝太郎氏はその注目すべき論文「農事慣習に於ける個人勞力の社會性—ユヒの問題に關聯して—」(「民族學研究」第三卷第二號、昭和十二年四月)に於いて、「ゆひ」の基本形式は勞力の利用を目的とする、何等かの代償、労働の對價の要求を伴ふ一種の取引行爲であるとされる。「實は「ユヒ」の本然の性質を相互扶助と解する事は、妥當を缺くと思はれる。扶助は何處迄も扶助で取引ではない。假りに形態として、さういふ要素があつても、それは、一時的に時間的の制限の下に於てあつて、扶助と見られても、その一方に必ず報償の形があり、相對的である」(三七頁)。尤も、氏は「ゆひ」組織を構成する三つの要素、即ち第一は構成の基礎と成る處の勞力即ち個々の分子、個人、第二はその勞力を統制する意志、第三はこの二要素に對する勞力發動の目的、對象、の三つの要素の有機的結合の態様から二つの「ゆひ」を區別し、この「勞力が一つの意志に統制され、その意志に依つて發動した結果、そこに齎らされたものが、勞力の榮養となり、同時に生活そのものである時は、それは一個の生活共同體であつた」わけであるが、「その形態から一歩離れて、一つの意志の下に統制されて居たものが、個々に分離し、各個が一個の生活體としての意識を喚起して來ると、最初の共同體は全く崩壊する」、即ち、個々の生活體への分離と共に「個々の意志の下に、勞力を基礎として、別の機能體を組織した」場合と、「個々の目的の下に、その勞力の結合體を利用するもの」と、換言すれば、個々の生活體が「個々の勞力を糾合して、共同目的に行使するもの」と、一方勞力結合の組織

を、個々の目的に利用するものと」を區別される。即ち「勞力の結合を、全體が有する目的に行使する場合と、一方その機能結合の一部をなす個人の目的に利用する場合とに別れる譯である。」この前者は「今日に於ける部落夫役等公共的意味を持つもの等に云ふ「ユヒ」で、後者は、一般農事慣習等に行はれる、個人の事業を目的とする「ユヒ」に當るのである。従つて同じ「ユヒ」の語で表はされてゐても、全く性質は別で、此點をはつきり區別の要があつた。しかもこの兩者は「同時に存在した」のであるが、所謂農事慣習としての「ゆひ」、即ち「個人の目的に、その組織を利用する場合には、豫めその代償が要求せられて來る。その一對策として、勞力の融通を必要とする。この勞力融通機關の名が、即「ユヒ講」であつた譯である。則、勞力を融通し利用の方法として、協力體に於ける組織を應ずるものであつて、形式から言つても之は單なる取引關係にある。(前掲論文三三六—三七頁)。そしてこゝに農事慣行としての「ゆひ」の本質を求められてゐるものと思はれるのである。

こゝで氏が二つの「ゆひ」の形態として示されてゐるものは現在「むら仕事」と云はれてゐるものと所謂「ゆひ」とを指してをられるのであらう。勿論、農業労働に於けるこの二つの協同組織は區別さるべきであり、従つて同一の性質のものとして論ずることは出來ないであらうが、その兩形態の差別は、その成立、分化の點から見て、決して、單に、個々の生活體の分離といふ同一の歴史的條件の下に於ける「個々の意志」、及び「個々の目的」といふ、組織構成要素の結合の態様の差異に求められるものではないやうに思はれる。個々の目的遂行のためにその勞力の結合體が利用されるといふ場合、個々の生活體の存在といふ條件が前提とさるべきことは勿論であるが、それがより明確な形に於いて、又は農事慣行としての「ゆひ」といふ形をとるためには、個々の生活體が同時に個々の經營體でなければならぬからである。そして個々の生活體の分離と個々の經營體の分離は同一平面に於ける出來事ではなく、歴

史的序列に於いて考へられなければならない。換言すれば「各個が一個の生活體としての意識を喚起して来る」といふ同一條件の下に公共的意義をもつ「むら仕事」乃至はこの原型としての「ゆひ」と所謂農事慣行としての「ゆひ」との同時存在的分離がみられるのではない。即ち、以上の二つの「ゆひ」の形態は「同時に存在」してゐたであらうが、しかもそれは歴史的序列に於いてとりあげられなければならないのではなからうか。このことは、この兩者が「全く性質は別」なものとして切り離して考へらるべきではなく、(一)、個々の經營體の分離と云ふ條件の下に於いて尙利用さるべき「勞力の結合體」こそが「ゆひ」の本質を究明するに當つての問題の所在を示すものであること、(二)、更にはかゝる「勞力の結合體」そのものが、即ち個々の分離せる生活體に於ける生産的な労働の協同組織が「ゆひ」の本來的な形態と考へられ*、個別經營が生活面のみならず生産面に於いて獨立性を保持するにつれて、このやうな「勞力の結合體」が利用されるに至つたと解さるべきではなからうかといふこと、を示唆するものであらう。従つて、「ゆひ」は内容的にはその部落の親方子方制度を成立の地盤としたものであり、又その變化と共にその構成の形態は血縁的な關係から地縁的な關係への移行を示してゐるが**、このやうな「勞力の結合體」はそれ自體既に一個の融通組織なのであつて、そこでは本來「勞力の「取引關係」、乃至は代償の觀念は含まれてはゐないのである。そして「ゆひ」に於ける提供勞力と受入勞力との過不足が、たとへ現物を以てにせよ、嚴密な意味で差引計算されてはゐない例は極めて多いのである。従つて、一方雇傭關係の發達につれて、このやうな勞力融通組織のうちに代償の觀念が持ち込まれ、又雇傭關係がその成立に於いて等しく親方子方制度に關係が求められるものがあるといつても、このやうな勞力の協同組織と雇傭關係とを同じ性質のものとして考へることは出来ない。これは「ゆひ」と雇傭關係との間には何等關係がないといふことを云ふのではない。「勞力の對價が、別の形式に據る財物に代るやうになれ

ば、單純な雇傭關係と化する」(三九頁)といふやうに、この兩者の差異は對價の形式の差異に還元されてしまふ問題ではないのではなからうかといふことなのである。

*「ゆひ」に關係をもつ考へられる地名は全國に極めて廣く分布されてゐるが、(小泉幸一氏「農村に於ける「ゆひ」の慣行」—農村労働組織の様式—、「帝國農會報」第二五卷第八・九・一〇號抜刷、昭和十年十二月刊)四二—五頁)、これ等は個々の經營が分化しても、尙協同の労働組織の下に共同の生産目的の遂行が行はれた特定の場所と考へられるものであらう。こゝではそれが所謂農事慣行としての「ゆひ」に對立し、又はそれから區別されるべきものとしてではなく、かへつて、それが本來の「ゆひ」を意味するものと解さるべきであらう。そしてこのやうな共同労働部面の縮少は、「ゆひ」をその労働組織の利用の上に立つ個別經營の勞力組織に移行せしめたのであらう。

尙「ゆひ」をあらはす語としてあげられる「ゆひまり」、「いゝまり」、「よいざり」、「ゆひがし」、「ゆひなし」、「ゆひもみし」等々はそれが「ゆひ」の本義ではなく、「ゆひ」の轉化を示すものと解さるべきではなからうか。更に「ゆひ」を「雇ふ」といつても、「雇ふ」の意味は嚴密な雇傭關係を考へる必要はないと思はれる。

**「ゆひ」の結合の紐帶は、その内容が複雑であり、又これまであまり明確にされてゐないので、一概に斷定することは困難であるが、血縁的紐帶と地縁的紐帶とについて見れば、少くとも血縁的紐帶は地縁的紐帶に轉移するといふ社會結合過程より見て、「ゆひ」の結合も地縁的紐帶によるものがより廣汎に行はれてゐると一應推測することが出来やう(小泉幸一氏前掲論文二〇頁以下「結合の紐帶」の項参照)。尤も血縁的紐帶が地縁的紐帶と混在し、或ひは又地縁的紐帶をこえて血縁的紐帶が「ゆひ」組織のより強力な結合紐帶となつてゐる場合がある。

等しく「ゆひ」と云はれてゐるものがこのやうな幅をもつてゐるといふことは、「ゆひ」の解釋に對する應々極めて動搖した見解をともなつてゐる*。従つて「ゆひ」の性質を考へやうとするためには、極めて複雑な、且つ多様な内

容をもつ「ゆひ」が一定の歴史的序列に於いて考へられなければならないのであつて、労力の交換、代償の要求といふ協同労働組織の形式の面をとらへてそこに「ゆひ」の性質を求めることは出来ないのである。

* 小泉幸一氏の前掲論文「農村に於ける「ユヒ」の慣行——農村労働組織の様式——」なる論文は「ゆひ」に關するこれまで唯一の全国的な調査として尊重されるべきものであるが、「ゆひ」の性質については、一方では労働の交換組織を解釋してゐると同時に、他方では親方子方關係を包含する共同社會に於いてその共同目的遂行のための協同労働にそれを求め、この兩者の間を常に往來してゐる。即ち、一方では「ユヒ」とは主として農業勞作上に於て、農耕者相互に同一種の労働の交換・貸借の關係を意味し、其の具象形態として共同勞作を重點としてゐる慣行であることとを以て其の概念とせられる。其の内容は多分の共同社會的性質の存在を認めぬではないが云々（同上三頁）と述べてをり、同時に他方では「ユヒ」の本來的意味形態は村の生活が相互連帶であり、労働組織も統一せられて各戸獨立のものでなかつた時代に於けるあらゆる勞作の共同態を意味しその労働關係を「ユヒ」と呼び指導者の下に統制せられたもので一種の労働團體とも見られ云々（八頁）と述べてゐる。

二

それでは「ゆひ」は具體的にはどのやうな形でそれぞれの作業が行はれてゐるのであらうか。若干の事例についてその特質を抽出してみよう。

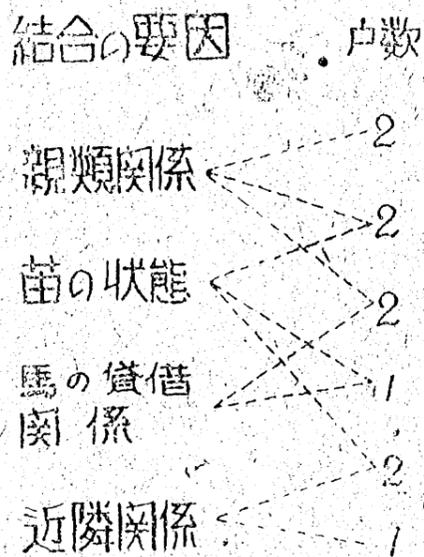
一 東京市杉並農會區（帝國農會「東京市域内農家の生活様式」〔昭和十年三月〕）。麥打について主として行はれてゐる。「大麥、小麥は收穫を終へてから、よい天氣を見計つて一度に棒打ち、調製して俵につめる。この仕事は骨が折れる外に短期間に仕上げねばならないので、收穫した家へ大勢助けに行き、棒打ち歌を歌ひ乍ら、一氣呵勢に仕

上げて了ふ。……助けを頼む人は自分の家は何人分の勞力がゐると豫め話しておき、各戸から勞力の供給を仰ぐ。その代り例へば十人の人手を借りたなら、自分も十軒の棒打ちに出る。若し棒打ちに多くの手間が要らない人は、田植やその外の仕事を頼むことも出来る。ところが近年蔬菜作りをするやうになつてから、宛もその頃は夏蔬菜に忙しい時なので、どうにも手間の融通がつかなくなり、數年前から急に誰いふともなく一齊にやめて了つた（同書一三九頁）。このやうな形は「ゆひ」の典型的な形として一般に見られるところであつて、それが組仕事として行はれてゐる場合も、又近隣又は親類間で隨意的に行はれる場合もある。山口縣阿武郡嘉年村（柳田國男氏編「山村生活の研究」〔昭和十二年六月〕）では「イヒ組」といふのが各部落内に數組宛つてられてゐて、その編成は四五戸乃至十戸程度である。他の仕事の場合でも「イヒ」は行はれるが、特に田植は必ずこの「イヒ組」によつて行はねばならぬことに定められてゐる（同書一一五頁）。近隣及び親類間で隨意的に、少人數間で行はれるものは極めて廣汎に見られるところであらう。

奈良縣吉野郡宗檜村（宮本常一氏「吉野西奥民俗探訪録」〔昭和十七年九月〕）では畠仕事が始む女の「ゆひ」で行はれる。畠耕は急傾斜を耕作するので、一旦耕耘したあとを更に上からさがつた土を掻き上げるといふ二重の勞力がかかるのである。「男は山仕事をするので、女が殆ど畠仕事をやつてゐる。一人でやるのは中々ハカも行かず退屈であるから、何でもユヒでやる。ユヒは氣の合う者が組む。大抵三四人といふ所である。麥時には男も手傳ふが、それから先はすべて女の仕事である。麥の中耕、草取など皆ユヒで行ふ。『秋土用は何時から來て呉れないか、かへすから』といふ様に頼むのである。こゝでは「てつだい」が「ゆひ」と區別されてゐて、「てつだい」には返しは豫想されてゐない（同書五四—五頁）。又同郡天川村（同上）でも田植、稻刈、草取、草刈等主として女の仕事で「ゆひ」で行は

れ、「男仕事にはモヤイが多くてユヒが少い」。又「ユヒは大抵隣近所が組みあうてゐて、親類とのみ結ぶといふ傾向はなし」(一七三頁)。

二 山形縣東田川郡廣野村(柴田仁氏「ゆひ」について)「雪國」第七卷第九號昭和十七年九月)では、調査農家十戸について見れば、それぞれ二戸乃至三戸で「ゆひ」を結んでゐて、その結合の要因となつてゐるものは上表に見る如く親類の關係、苗の状態、馬の貸借關係、近隣の關係である。そして、その要因は一つ乃至は二つの結合された



要因に基いてゐる。この村での「ゆひ」は田植作業について行はれてゐるのであつて、それが短期集中的な手労働であることが、この部面に「ゆひ」を存続せしめてゐる技術的根據であると考へられよう。上掲の結合の要因からも充分推察し得るやうに、この「ゆひ」による田植の作業順序は一方では身分的な關係と同時に、他方では苗の状態又は馬の貸借といふ技術的な關係が考へられるが、「苗の状態」と云ふ契機も單に苗の伸びが悪いと云ふ意味ではなく、苗代を早く準備し得ない事情のある結果に過ぎない。例へば馬を持たないもの、

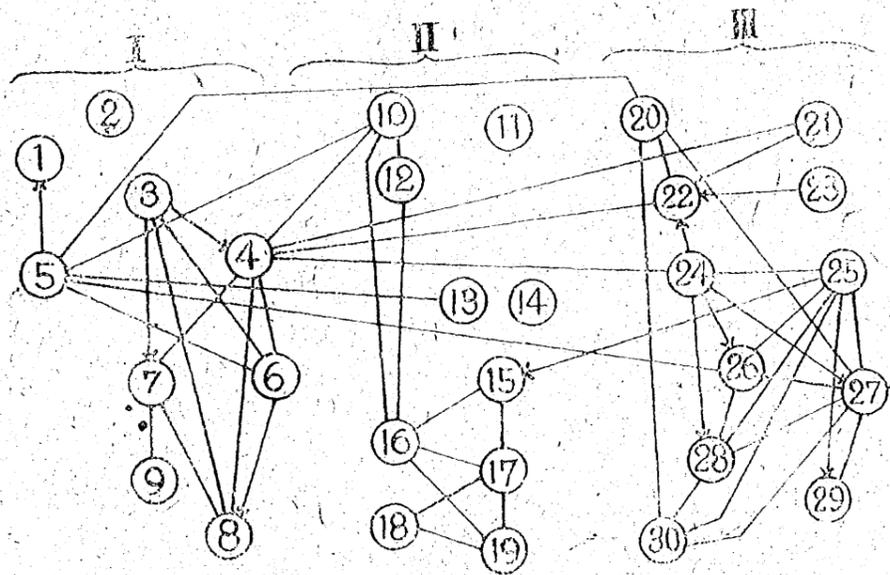
或は被傭労働に従事するものでは其遲延は免れ難い、同一生産條件に於ける自然的、偶然的な「苗の状態」ではなく、社會的、技術的に規定せられた「苗の状態」なのである。「結局これ等の諸要因の結合は作業の順序を大中小の序列に統一せしめてゐる。こゝでは一方、親類關係を結合の要因とする場合が最も多いといふ事情に端的に見られるやうに、農業雇傭労働分離の諸條件の未發達が農業労働の補充として「ゆひ」を存続せしめてゐると同時に、他方、これ

等の「ゆひ」の結合は固定的のものではなく年々異なつてゐるといふこと、又その構成戸数が二戸乃至三戸といふ最小限の構成にあること等からして、「ゆひ」組織の崩壊しつつある状態がうかがはれるであらう。同村の數戸の農家では最早「ゆひ」が行はれず、家族労働と一般雇傭労働によつて田植が行はれてゐる。又「ゆひ」の労働力の過不足は現金に換算されて清算され、清算しないものは全くない。唯この資料では雇傭労働の性質及び雇傭労働とその雇入れ農家との關係は明らかでない。

三 秋田縣平鹿郡旭村塚堀(帝國農會「勞力調整より觀たる部落農業團體の分析」(昭和十六年三月))。一般に「ゆひ」が家族労働補給の一部として行はれてゐる場合でも、年雇若しくは日雇等の労働力の雇傭がなされてゐることは既に云ふまでもないことであらうが、この部落もその例外をなすものではない。しかしこの部落では作男關係(若勢)は地主手作の縮少と共に一般的な年雇關係に移行し、且つその數も極めて少く、部落三〇戸の農家のうち、11、23の農家がそれぞれ一人宛の年雇をもつてゐるにすぎない。そして農繁期に於ける家族勞力の補給調整は主として日雇及び「ゆひ」によつて行はれてゐる。次表に見る如くである。尤もこの表では「備考」欄に見られるやうに、「ゆひ」或ひは共同作業の受入れ若しくは差引分が混在してゐると思はれるので、嚴密な雇傭關係を示すものではないが、次圖「ゆひ」の結合關係と對照してみれば、主として年雇及び日雇に依存するものと、「ゆひ」に依存するものと、「ゆひ」及び雇入れ労働に依存するものと、三つの形態が見られるわけである。しかも貸銀拂ひによる日傭關係は、實は、「ゆひ」に比べて遙かに少いのみならず、それは又大體に於いて舊作男關係又は地主小作關係に基礎を置いてゐる。即ち舊作男關係が地主手作の縮少による地主小作關係に移行するにつれて、それが日雇關係に移行したものと考へられる。右調査書の示すところによれば日雇關係は舊作男關係、地主小作關係、親戚關係と密接な對應並

「ゆひ」の結合關係

農業労働に於ける協同組織



I. II. III は共同作業班の班別。
 圓内の番號は農家番號、→は馬の所有者→借入者を示す。

行の關係にあることが見られるのである。
 とところで「ゆひ」の結合關係は、作業順序の前
 後からくる勞力配分の關係によつて、或ひは舊
 作男關係又は本家分家關係によつて、或ひはと
 くに慣行的な「ゆひ」仲間によつて結ばれてお
 る。部落の農作業順序は大體慣行的にきまつて
 ゐて、毎年略々その順序を繰返すのであるが、
 その順序に従つて、それぞれの農家が日雇なり
 「ゆひ」なりによつてその作業を行つて來たので
 あつた。今田植作業の順序について見れば次の
 やうである。この作業順序は、勿論、單に農家
 の身分或は經營面積の大小によつて定まるもの
 ではなく、水田の水利の便否、雪解けの順序、
 水入れの順序等の技術的な條件によつて左右さ
 れるものではあるが、しかしかゝる耕地の所有
 又は經營は「當該農家の身分なり經濟力なりに
 對應する」ことが多いのである(同書六〇頁)。

農家番號	耕作地反別反	主従事する農業に	雇傭勞力				被傭勞力				備考
			年雇	日雇	年雇	日雇					
			部落内	部落外	部落内	部落外	部落内	部落外			
1	22.0	4	—	—	—	—	—	70	—		
2	3.0	0	—	—	54	—	—	—	—		
3	19.3	2	—	—	—	—	—	—	—		
4	13.6	2	—	—	45	11	—	—	30	結	
5	24.9	1	1	—	70	33	—	—	—	手間取り	
6	15.5	3	—	—	—	—	—	—	105		
7	10.5	2	—	—	—	—	—	—	13		
8	16.9	1	—	—	23	28	—	—	—		
9	3.1	1	—	—	—	—	—	—	15		
10	13.7	2	—	—	—	—	—	—	—		
11	29.0	2	—	1	24	—	—	—	—	共同作業で差引分	
12	8.2	1	—	—	17	—	—	—	—		
13	17.0	1	—	—	36	—	—	—	—		
14	2.6	1	—	—	32	—	—	—	100		
15	3.3	1	—	—	—	—	—	1	90		
16	20.9	2	—	—	—	—	—	—	27		
17	26.5	5	—	—	—	—	—	1	52		
18	15.0	3	—	—	—	—	—	—	15		
19	1.6	1	—	—	—	—	—	—	—		
20	10.3	2	—	—	—	—	—	—	—		
21	16.6	4	—	—	—	—	—	—	—		
22	9.7	2	—	—	—	—	—	1	—		
23	24.9	2	—	1	50	—	—	—	—	年雇昭和14年迄1人	
24	42.3	5	—	—	70	—	—	—	—		
25	16.4	3	—	—	5	—	—	—	20		
26	8.2	2	—	—	—	—	—	—	30		
27	13.3	4	—	—	—	—	—	—	30		
28	3.2	2	—	—	—	—	1	—	60		
29	34.8	5	—	—	20	—	—	—	—	年雇昭和14年以後なし	
30	30.8	2	—	—	60	—	—	—	3		

前掲「部落農業團體の分析」47-55頁の諸表から作表。
 こゝでは農作業以外の被傭關係は一應除いた。

農業労働に於ける協同組織
 農作業労働力の雇傭關係

の二つでは蒔草作業のみ、又血縁關係によるものでは、二つは田植、稲麥刈取、脱穀調製、蒔草植の全種目に互つて、他は蒔草植のみである。従つて雇傭労働によつて行はれる作業種目と「ゆひ」によつて行はれる作業種目との間には幾分の差異が見られるわけである*。又血縁關係による協同的慣行は時のたつにつれて薄いものとなり、新たなものがそれに代るのは當然であつて、それにつれて協同的慣行の行はれる作業種目は漸次脱落する。蒔草植のみを行ふ血縁的「ゆひ」は他のものに比してその關係が浅いか古いかである(一八九頁)。蒔草植がとくにかゝる協同的慣行の對象として殘存するのは、前述の如く、蒔草自體が極めて集約的な作物であり、激しい労働と特殊な技能を必要とするといふ技術的條件の一部はよるものであらう。又本家分家の間でも協同的慣行の全く行はれてゐないものがある。世帯主の變遷によつてその協同的慣行が消滅したものである。

* この部落では共同作業班による共同作業と並んで實行組合による共同作業が行はれてゐるのであるが、この兩者の作業種目についても同様のことが云へる。

五 岩手縣上閉伊郡土淵村山口(小泉幸二氏前掲論文「農村に於ける『ユヒ』の慣行」)。「田畑の『ユヒ』は十人位から五六十人が一組となり正月中に『ユヒ』かための會合をして二年間の極めて概略的中合せをする。部分的な種蒔、刈入等は其都度日取作業順序を決定して相互の田畑一切を行ふ。一度秋の取入れが済むと秋仕舞等は小解散と云ひ、餅酒を馳走し、更に十二月に秋振舞と云ひ酒食を共にして當年の『ユヒ』を解散し翌年は新に組直をする。この一箇年間各戸毎に正副の鉢頭を決定し、自家の農耕の一切の決濟權を委託する。『ユヒ』仲間はその家の鉢頭の指圖に従はねばならぬ。」又「屋根葺替には『ユヒ』仲間は各戸から粟一斗から三升位迄に纏五把、足代纏五本、おさへ柴十本を贈り、茅一駄(二十四把)を其の家の便宜な地まで贈り届け、尙茅刈手傳として一日乃至二日の勞力を提供する。」

當日に勞力の「ユヒ」あるは勿論である。屋根換は通例三日間を要するが此の「ユヒ」に加はる人々には酒食を供する(三〇頁)。この場合年毎の「ゆひ」の「組直し」は「ゆひ」の構成人員の「組直し」を意味するのか、或ひは作業順序、作業日程の「組直し」を意味するのかは明らかでないが、恐らく後者であらうと思はれる。

こゝでは「ゆひ」はもはや地域的な、又は血縁的な關係に基く個々の農家の任意的な結合ではなく、一つの組織的な集團である。「ゆひ」かため、「小解散」、「秋振舞」等の習俗はその一つの表徴であらう*。又、靜岡縣の濱名や引佐地方の舊家では、小正月にその年來て貰ふ筈の早少女を招び、ニウギによつてその年の作占ひをする仕來りがあるが、そのためにニウギを早少女の數だけの對をつくつておくといふことである。また八朔の行事には二つあつた。その一つは「作ほめ」であるが、今一つは或一定の家との間に品物を贈答する仕來りであつた。即ち「タノモをおくる」とか「タノミをおくる」と云ひ、これに對してタノモガヘン又はタノミガヘンといつてかへしをするので、さういふ土地では八朔のことをまたタノモ節句と呼んでゐる(柳田國男氏「郷土生活の研究法」昭和十年十月二二頁)。これ等は何れも特定の「ゆひ」集團を暗示するものに外ならない。そして又これ等は、「ゆひ」のより典型的な形が、「ゆひ」組といふやうな一箇の組織體となつてゐようとならうと、固定的な、社會的生活的な結合集團と考へられることを示唆するものではなからうか。こゝでは個々の經營に於ける農作業はその集團によつて順次に行はれていつたのであつた。富山縣下新川郡大海寺野に於ける「ゆひ」による田植の集團的作業組織の興味ある事例は早川孝太郎氏によつて前掲論文のうちに紹介されてゐるところである(同論文七三頁以下)。

* 尙正月に「ゆひ」仲間が集まつて田植その他の日取り、作業方法をきめる習俗は次の事例にも見られる。
長野縣下高井郡瑞穂村では正月七日に村の人が集つてその年の田植の日取りをきめる。

島根縣那賀郡井野村、正月五、六日頃行ふ年始會に於いて「ゆひ」に關する諸種の意見及び申合せ又は打合せを行ふ。又この日は部落全部が會して各自の田植日割表をきめる(手問志儀)等々。

六 長野縣下伊那郡和田村和田町(竹田利美、長田尙夫、井上正文三氏共著「南伊那農村誌」昭和十三年八月)。現在「焼畑作り」、「積肥出し」等の農事には最寄り村内の家々が協同して勞作することが行はれてをり、これを「ゆひ」と呼んでゐるが、「以前はその結合し合ふ範圍は更に大きく、二三十軒にも及ぶ程度のもも尠くなかつた。」結合する範圍は町内又は耕地内の近隣、或ひは親戚、その他の縁故者で、その多くは固定的のものである。しかもこの集團は單に農作業の協同のみに關するものではなく、生活一般についての社會的結合集團と考へられるものであつて、「ゆひ」はその勞力部面に於ける一表現に外ならないと思はれる。従つて「ゆひ」仲間は大體に於いて一定したものであつたが、とくに「ゆひ」のみに關して特定の組織體が結ばれてゐたのではない。それは慣行としての協同であり、「何日頃何處の家では何をするといふ様な事はわかつてゐるのであるから」特定のとりきめがなくても當然協力が行はれる。「兎に角、かうした關係にある者が集つて勞作をし、順次仲間の家を濟ませて行つたのであるが、各戸の經營規模の大小から生ずる仕事の量の多少は嚴密には問題にはしなかつたのである。養蠶の盛行前の農村は各戸の經營状態は殆ど同一であつたから、同一時期には同一の作業が行はれてゐた。隨つて、かうした仲間は二三十人の集團作業に依つて順次各戸の分を濟まして廻る事になつたので、毎日同じやうな作業が相當期間村には續いたのであつた」(同書二五—六頁)。更にこのやうな特別の關係にあるものが結合するに止まらず、「一町内或は一耕地——即ち全部落——全員が協力して各戸の作業をして廻るといふ形態のもの」もあつて、田植や積肥出しなどに主として行はれた。「殊に明治初年頃迄は、田植の時には、先づ第一に各耕地の『親方』——『大家』の家の田植を

全員で濟まして然る後に他に移るといふ風であつた」(二七頁)といふことである。尤もこの和田町の「ゆひ」も近年はその結合範圍も漸次狭くなり、又協力し合ふ場合も少くなつて來てゐる。そしてその作業は各戸單位であつて、一定数のものが團體的に結合し、組織的に一戸一戸の仕事をすませて行くといふやうなことはなくなつてゐる。従つて相互的な勞力の交換といふ意識が強くなつてゐるのではあるが、しかし「その間に仕事の分量其他についての明確な觀念はなく、極めて漠然とした勘定で行つてゐて、一つの義理交際といつた考でむしろそれは行はれてゐるのである」(二五頁)。

又同郡平岡村松島(同書)。「ゆひ」は今では極めて少くなり、又寄る範圍も狭くなつてしまつた。しかし以前——明治四十年頃迄——は麥打、厩肥出し等の場合には大體部落全體二十戸の者が全部合力して、各戸の仕事を順次に片付けて行つた。普通一軒から二人宛出る事になつてゐたといふ。しかし、別に一定の規定もなく、又各戸による仕事の量の差別も大した問題とはならなかつたのである。隨つて此處でも和田等と同じく十日十五日と厩肥出し等の仕事は全戸を濟ます迄引續いて行はれたのであつた。「樗煮」の場合にも全部落によつて合力して作業が行はれた。「ゆひ」としてはこれが最大のものであつたと言ふ。これも部落全體が共同で順次仲間の家を一日宛廻つて作業を濟まし、仕事の量の差は問題にしなかつたと言ふ」(二八四頁)。

同郡上村上町の「ゆひ」についても同様の報告がなされてゐる(二二二頁参照)。

三

以上に於いて、一方では雇傭労働、並びに共同作業との關聯を顧慮しつつ、他方では「ゆひ」の原型、本質を探究するといふ意圖をもちつゝ、若干の資料によつて「ゆひ」による協同労働組織の態様を述べた。そしてこれ等を歴史

的序列において見れば「ゆひ」とは、その本来の形態に於いて、單なる勞力の交換乃至は「形式から云つても單なる取引行為にある」ものではなく、何等かの協同労働集團であつたことが推測されやう。勿論これを成立せしめてゐるものは「各個の一個の生活體としての意識の喚起」乃至は個々の經營體の分離の上に立つ部落の協同體的性格である。この限りに於いて個々の生活體が親方子方制度的經營の下に統合された協同労働組織としての「ゆひ」はそれに先行するものである。こゝでは「ゆひ」は部落作業としてより、公共的な意味をもつてゐたのであつて、所謂「ゆひ」と「むら仕事」として分化残存してゐる作業部分とは事實上合一してゐたのであつた。そこで農業技術の發達に伴つて個別經營の獨立度が高まるにつれて一方では雇傭労働の發生と*、他方では個別經營體間に於ける「勞力の結合體の利用」といふ形での、協同組織としての「ゆひ」への轉化が見られたと考へられるのではなからうか。そして、一般的には一般經濟の發達、特殊的には農業技術の發達、從つて農業經營内容の高度化が更に「ゆひ」の結合範圍を小さくし、或ひは「ゆひ」を崩壊せしめる方向に作用することは云ふまでもない。従つて早川氏が「労働結合の組織を、個々の目的に利用するもの」として、「個々の勞力を糾合して、共同の目的に利用するもの」から區別されるべきものとされる、所謂農事慣行としての「ゆひ」も、實は、更に二つの段階が區別せられるわけで、地域的な又は血縁的な關係に基づく個々の農家の任意的な結合は、協同労働集團としての「ゆひ」の、更にも一つの轉化である。そして、それを「ゆひ」として存続せしめてゐるものは雇傭労働分離の諸條件の未發達乃至はその狹隘性と「むら」のもつ社會統一性である。「むら」の社會的統一性は具體的には部落に於ける社會的諸集團の累積體としてあらはれ、更にそれを貫く一個の「精神的緊團氣」は「ゆひ」のみならず、農業生産力増強に積極的に貢献するものとしての「共同作業」の推進のための不可欠の紐帶である。たゞ雇傭労働分離の諸條件の未發達乃至はその狹隘性は農作業の季節的繁閑に基

く家族労働の補給調整をして雇傭労働よりはむしろ「ゆひ」に依存せしめるのであつて、さきに掲げた秋田縣旭村塚堀部落の事例に於いて小作關係及び舊作男關係と並行的におかれた日雇労働の雇傭と「ゆひ」との並存もこの雇傭労働分離の諸條件の未發達乃至はその狹隘性の故に外ならない。

* その一つ典型は親方制度からの子方の從屬的獨立に基く「コ」による労働である（前掲柳田國男氏「郷土生活の研究法」一九七頁及び二一三頁参照）。又、あまり適切な事例ではないかもしれないが、岩手縣二戸郡荒澤村石神では名子や作子の間の「ゆひ」に對して、大屋への勞力を「すけ」といつて區別してゐる。即ち「名子や作子の間で農耕や其他の仕事の上で勞力の互助交換をする事をユイコ（又はイヒコ）或はスケアヒ」と云ひ、草取り、畑蒔き、田植、豆打、稻上げ、稻扱き、藪かき、味噌煮等、又屋根葺、婚姻、葬式等に行はれてゐる。しかし「大屋との關係に於てはユイコを以て労働組織の基本的なものとすする事は出来ない。例へば大屋の田植は「近年は大家の手作は減少してをり……名子や作子の都合もあるので、テマヤトヒにして田植を終る事もあるが、元來は名子、作子のスケを中心として來た。」そして田植の際には「別家、別家格名子を除いて名子、作子の家から誰れでも都合の良い者が必ず二人來るのであるが、これ以外の家の者も來るし、又それ等の人々の子供も來るので、手作の多かつた頃には百五十人からの人數を算した事もあり、是等の人々で田植を一日に終つた。大屋以外の田植は田植前に村でその日と組合せを定めるから時によれば他の家の田植とちか合ひ、名子のみでやる事があつた。かうなれば二日に亘ることもあつた。」之に對して其他の家の田植は三人組さか五人組さかのユヒコを結んでをり、……別家でも名子の少い家や、名子を全然持たぬ家は田植はユヒコでするか、都合によつてはテマヤトヒでする。」又田植は田代掻きの前に各戸の田植日割を村できめ、その時に又ユヒコの組合せも決定する。（有賀喜左衛門氏「南部二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度」昭和十四年十二月「一四八—一五一頁、一四四頁」。

勿論、以上の轉化の過程のうちにも、自己労働が個別經濟の自立化を通じて自營されてくるにつれて、労働の交換乃至は代償の觀念が意識化され、「ゆひ」自體が労働に對する代償の要求といふ形式を伴ふに至つたのであるが、既に明らかやうに、個別經營間の任意的な結合からなる「ゆひ」も、それが労働の協同的結合組織といふ面に於いて、又はそれとのつながりに於いて「ゆひ」なのであつて、たとへそれが「一方に必ず報償の形があり、」又「形式から云つても單なる取引關係にある」といふ形式をとつたとしても、その形式に於いていはれてゐるのではない。それがこのやうな労働の協同的結合組織といふ地盤をはなれて考へられる場合には「ゆひ」は崩壊したのである。こゝでは「努力の對價が、別の形式による財物に代るやうになれば、單純な雇傭關係と化する」であらう。こゝに、「ゆひ」と嚴密な意味の雇傭關係との間に明確な一線が引かれるのではなからうか。

個別經營體の間に於ける労働協同組織としての「ゆひ」が分化し、更にその結合範圍が漸次縮小されるにつれて、他方部落生活の公共的な面に於ける労働の協同組織は所謂「むら仕事」として分化、殘存し、且つ「むら」の範圍が擴大されるにつれて、益々公共的性質を帯びてくる。従つて「むら仕事」が個人的目的よりも公益的公共的目的をもつこととは云ふまでもない。しかも「むら仕事」は一般に「夫役」、「くやく」、「むらやく」、「たかやく」、或ひは「總人夫」、「總人足」、「家並人足」、「軒役」、「けむりやく」、「かまどがり」、「かぎやく」、等々と呼ばれてゐると共に、又「もやひ」、「もやひしごと」、或ひは「ゆふ」、「え(結)」、「ゆうぶ」等と呼ばれてゐる場合もある。(小泉幸一氏「農村に於ける協同労働の慣行」—むら仕事を中心として—)「帝國農會報」第二九卷第五・六・七號、昭和十四年五月七月參照。そして現在「ゆひ」の行はれてゐる主要な作業は苗代の整地及び施肥、苗取、田打、代掻き、田植、除草、稻刈、脱穀調製、刈起、麥播、畑中耕除草、麥刈、麥脱穀調製、大小豆蒔付收穫、桑園の中耕除草、結束、株直し、紫雲

英播種、菜種播種、大麻の播種、蒔草植、茶播、果實の收穫、桑摘、上簇、爾掻き、秣刈、厩肥搬出、堆肥製造、開墾、耕地整理、土地改良、下草刈、泥土揚げ、製茶、楮の皮剝、柿剝、繩なひ、家屋普請、屋根葺替、味噌炊、餅搗、除雪、薪取、薪運搬、冠婚葬祭等々であり、又「むら仕事」として主に行はれてゐるものは、—その行はれる單位が村、部落、小字又は組に従つて多少異なつてはゐるが—道路の普請、橋の修理、社寺の修繕、除雪作業、堰の普請及び修理、溜池修理、もやひ山の手入、下草刈、採草地火入、水引、水番、病蟲害防除、屋根葺等々で、「ゆひ」によつて行はれる作業種目とは自ら異なるものがあるのがみられる。たゞ最も多く「むら仕事」として行はれてゐるのは道路の普請、橋の修理、堰浚ひ、社寺の修繕等であり、もやひ山の手入、柴刈、下草刈等は既に少なくなつてゐる。雪踏み、雪降し、雪掘り、雪割り等は積雪地方では重要な「むら仕事」であつたが、近來は町會費の徴收による専門の勞務者に代へられつゝある。一方水引、水番は部落の水利慣行と結合して重要な「むら仕事」となつてゐる。又病蟲害防除等も「むら仕事」として行はれる場合がある。このやうに「むら仕事」もその單位が部落、組と順次に小さくなるにつれて、「ゆひ」的な性質を有する労働形態を多分にもつに至つてゐるのである。

四

現在各農作業に於ける「ゆひ」の普及状態は、岩手縣農會の調査によれば、同縣全體として見て田植、稻刈は大體四割、水田除草は一番並びに二番三割五分、三番除草二割五分、代掻き二割五分、田打二割、草刈及び山仕事は一割五分といふことになつてゐる。(川原仁左衛門氏「ゆひ」慣行の崩壊過程—労働調達手段としての「ゆひ」慣行と共同作業—)「帝國農會報」第三二卷第一〇號、昭和十七年十月)。又昭和十六年八月積雪地方農村經濟調査所によつてなされた「ゆひ」の分布に關する照會調査の結果によれば、東北地方では同答市町村九五四(調査市町村の七

○(%)のうち約九七%の市町村に「ゆひ」慣行のあることが報告されてゐる(小池保氏「東北地方に於ける「ゆひ」の分布」(S)、「帝國農會報」第三二卷第六號、昭和十七年六月)。しかし、全體の傾向としては「ゆひ」は崩壊しつつあるものと見てよいのであらう。

(一)、第一は耕地反別と農家労働力の相對的變化である。一般的に云つて農家の耕地反別は相對的に縮小する傾向にあるが、それは一方に於いて離農又は離村の傾向を通じて労働市場を擴大すると共に、他方農家の經營内容を變化せしめる。雇傭労働機會の増大が「ゆひ」労働からの離脱といふ傾向を助長し、従つて「ゆひ」を分裂分解せしめることは云ふまでもない。

東北地方に於ける「ゆひ」の分布

市町村	慣行の割合	存貯の割合
森手城田形島計	70	94.5
青岩宮秋山福合	70	96.9
同	60	96.0
同	60	97.3
同	70	98.2
同	60	99.2
同	70	97.4

同論文32-33頁

(二)、こゝで經營内容の變化といふのは、労働面並びに商品面に於ける市場接觸度の増大に伴ふ、農業經營内への貨幣經濟の浸透、並びにそれにつれての栽培作物の組合せの變化、及び農業技術の發達について云つてゐるのである。ところで、農機具の普及、發達——例へば耕耘機、碎土機、除草機、脱穀機、糞摺機等の導入、普及、そしてこれ等とはくに日清日露戰爭、歐洲大戰、並びに今次支那事變、大東亞戰爭等をそれぞれ劃期として、農村労働力不足に對應し更に農業生産力擴充のための積極的な手段としての意義をもつたのであつたが、——は農業労働をして手の労働から脱却せしめ、農作業慣行を變化せしめることによつて「ゆひ」の形態變化、更にはその崩壊に導いた要因である。勿論、一方ではこれ等の農機具の導入に基いて「ゆひ」が再編成せられた場合もあつたし、又とくに最近ではこれ等を中心とした新たな共同作業の發足が見られてゐる。何れにしても農機具の普及發達に基く勞力配

分と作業方法の變化が問題とせられてゐるのである。

更に、品種の改良、新品種の普及、施肥法の改善、病蟲害防除技術の發達等は、それが農業の生産方法、經營方式、生産手段等に特別な變動をもたらすことなく、比較的孤立、獨立的に入り易いといふことから、農業經營の個別化を促進することは一層大きい。例へば水稻新品種の採用は——それは多くの場合施肥技術の變化を伴ふものであるが——田植適期を變更せしめ、従つて又播種期、本田耕起始期を——單に新たな耕耘機の採用によつてばかりでなく——變化させる。事實、例へば岩手縣に於いては田植期日は明治九年から六十年間に四日間短縮され、水田除草の止草期日は十五日早くなつてをり、又本田耕起始期は明治九年から昭和十三年迄に逆に十日おそくなつてゐる(川原仁左衛門氏前掲論文)。

(三)、要するに、一方に於ける労働機會の増加と、他方に於ける、以上の諸要因によつてもたらされた耕作條件の差異による經營個別化の促進とにつれて「ゆひ」はその形態を變化し、分裂し、或ひは再編成されたのであつた。この徴候は「ゆひ」の構成戸數の縮小化傾向のうちに見られるであらう。「ゆひ」の構成戸數は、同一條件の下に於いても、勿論その行はれる農作業の種類によつて異なるであらうが、前記積雪地方農村經濟調査所の調査結果によれば、東北地方では二戸乃至五戸から構成されてゐるものが五七%を占め、六戸乃至十戸から構成されてゐるものが之に次いで三一%となつてゐる(次表参照)。その構成は極めて小さくなつてゐる。この點より云ふならば、前掲山形縣東田川郡廣野村の「ゆひ」が二戸乃至三戸の構成戸數であることは分化の進行度を示すものであらう。

五

他方これ等の過程を通じて、新たに、若しくは「ゆひ」の作業を部落農業團體に統合して、共同作業が組織、促進

「ゆひ」の構成戸数の割合

「ゆひ」の行は れる作 業	「ゆひ」の構成戸数			
	2戸-5戸	6戸-10戸	11戸-15戸	16戸以上
田植	56.0	35.2	5.7	3.6
田の申除	54.1	35.2	5.2	5.6
田の起	53.4	35.8	4.0	6.8
田の耕	61.0	29.7	2.5	5.9
田の均	56.9	35.3	2.0	5.9
田の平	57.4	30.8	5.3	6.5

小池保氏前掲論文38-40頁

されてゐる。この傾向は大體歐洲大戰以後といふことが出来るが、とくに昭和十六年十一月の農業生産統制令に於いては、農業労働力の調整としてのみならず、農業生産力の擴充といふ點から、共同作業に積極的な役割が與へられるに至つた。そこでは共同作業はその遂行に於いて單なる労働力の補給調整に止まるものではなく、作業能率を高め、従つて農業生産力の増強に積極的に貢献するものとして考へられてゐるのである。このやうな見地からするならば、共同作業がおかれてゐるべき条件は、「ゆひ」のそれとは異なつたものである。そこでは注意されなければならない。そこではそれはもはや労働力の融通組織ではないのである。こゝで共同作業とは個々の經營に於ける特定作業の協同化を意味するものであつて、所謂共同經營とは嚴格に區別されるべきものであること云ふまでもない。

共同作業は元來、すべての労働者の作業能力が同一であるといふ前提に立つて、それを協業の組織によつて最も効果的に作用せしめやうとする意圖に基くものである。勿論、こゝで同一であるといふのは、それを社會的に均等化する條件が存在するといふことで充分である。そしてこれは「ゆひ」を存続せしめた條件であつた雇傭労働の未分離乃至はその諸條件狹隘性とは凡そ反對のものであらう。

(一)、「ゆひ」が以上のやうな諸條件を前提とする限り、それは「ゆひ」が構成されてゐる部落のそれぞれの特異性を如實に反映する。これは例へば作業順序、作業日程等々に見られるところである。

(二)、従つて又「ゆひ」に於いては労働の交換といふ形で代價の要求が意識されてゐるといつても、それは唯觀念上のものである。勿論、場合によつては男、女、子供の能力、馬と人との交換比率等は明確に定められてゐるといつても、例へば、耕地の自然的條件の相違に基く個々の作業者の能率の差其の他は、賃銀制——それは出役日數と受入日數との差によつて差引計算する場合でも同様である——の下に於けると同様には問題とならない。かへつて賃銀計算を成立せしめる條件なくして労賃清算が行はれるやうな場合には、例へば前掲秋田縣旭村塚堀の大正十五年乃至昭和五年の共同作業に於ける如く、「從來の如く田植の手間を除草で返す等」のことが不可能となり、それ丈貨幣經濟が強行的に侵入せしめられ、從來の自然經濟に立つ農家は混亂せしめられた。(前掲「勞力調整より觀たる部落農業團體の分析」七七頁)といふやうな結果をもたらすであらう。これを一層おし進めて考へれば、共同作業の順調なる發達のためには、更に賃銀統制並びに緻密なる勞務配置計畫が顧慮せられなければならないわけである。

何れにしても共同作業と「ゆひ」とはその成立並びに發展の地盤を異にする。共同作業をして單なる勞力調整組織たるに止まらしめることなく、それが農業生産統制令に示された如く、進んで農業生産力の擴充に資するものたらしめるためには、それはもはや「ゆひ」的勞力調整方法の意識的調整に止まつてゐてはならない。共同作業による合理的な農作業は當然「ゆひ」制度の批判の上に立つべきものである。そして、「むら」のもつ社會的統一性は個々の農業經營を結束し、このやうな共同作業を通じて農業生産力擴充に積極的に貢献せしめる精神的紐帶たるべきものであらう。

〔附記〕はじめの豫定では、これに續いて、共同作業の發達並びに性格について述べる管であつたが、枚數の超過のために

割愛した。そのために移りが極めて粗雑になつたことに對して諒承を得たい。尙共同作業發展のための諸條件については既に他の機會に於いて述べたところである。(日本畜機械農業協會に於ける講演「水田經營に於ける共同作業」〔昭和十八年一月〕參照)。

—昭和一八・二・一五—

徳川後期に於ける繪畫の商品化と浮世繪師

高橋 誠一郎

徳川中期以後の日本畫壇には、社會的に觀て、凡そ三種の名聲ある畫家が存在して居つたと稱し得るが如くである。其の第一は封建的特權を享有する幕府の御用畫家であり、其の第二は裕福なる上層士流及び町人の個人的なる揮毫の依頼に應ずるを以つて主たる収入の道とする一部の町繪師であり、而して其の第三は地本間屋なる商業資本家の注文を受けて大衆向版下畫の製作に従事するを以つて重なる糊口の資とする浮世繪師である。

然しながら、是れ等のものゝ分界線は必ずしも劃然たるを得ない。封建世襲の畫家狩野家は一門榮うるに従つて子孫自ら數派に岐れた。「自孝信預畫所」と稱せられ、『本朝畫史』、狩野家の第七世貞信、元和九年九月二十日歳二十七を以つて歿して嗣なく、叔父永徳の二男孝信の三男安信、善く家法を守るの故を以つて選ばれて宗家を嗣いだ。是れが世に云ふ中橋狩野の祖である。此の總本家に、安信の長兄守信即ち探幽を祖とする鍛冶橋狩野、次兄尙信が開いた木挽町狩野、及び尙信の長男常信の二男峰信の興した濱町狩野の三家を加へたものが奥繪師と呼ばれた。是れ等四家と並んで勢力の有つたものに探幽の養子洞雲益信を祖とする駿河臺狩野があつた。狩野家の分岐